

| | |
|-------------------------|--------|
| 令和4年8月31日 | 参考資料 1 |
| 第11回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会 | |

公的データベースについて (参考資料)

ひと、くらし、みらいのために



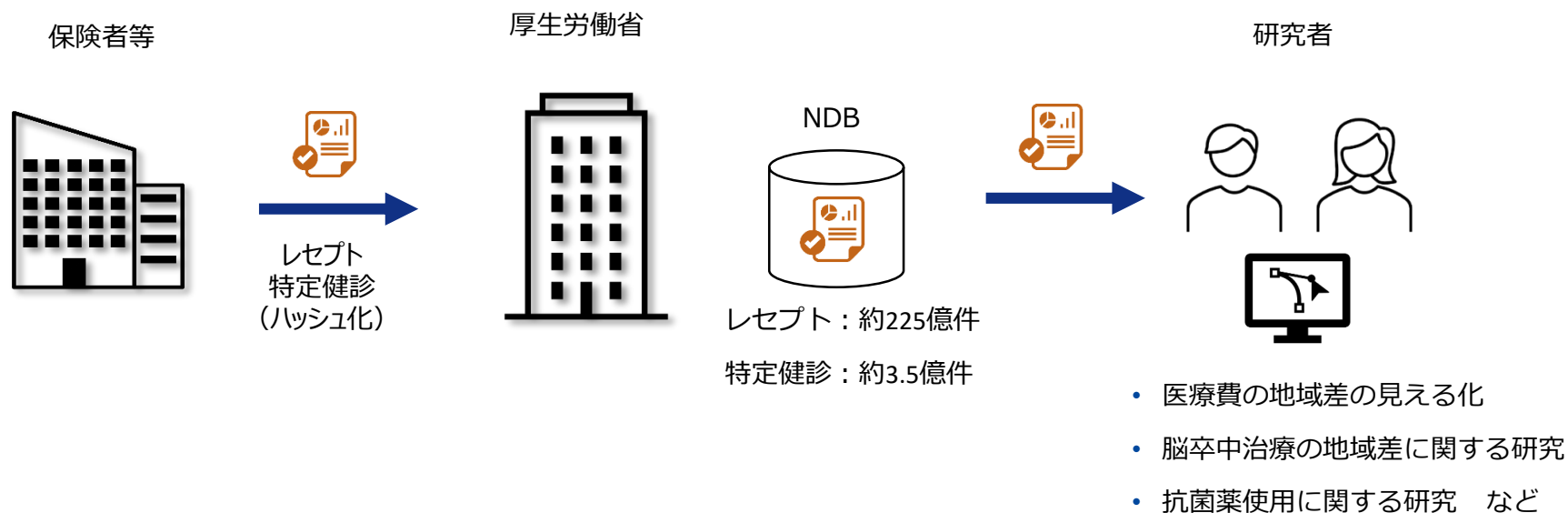
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



N D B

NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）

- NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）は、厚生労働省が、保険者などからレセプト情報（診療報酬明細書）や特定健診情報等の提供を受け、個人の特定ができない形でデータベース化されたもの。
- 行政・研究者、民間企業など幅広い主体による利活用を促進。



NDB 収載情報（特定健診）

〈特定健診情報〉

特定健康診査入力票

健診実施機関名

The form is titled '特定健康診査入力票' (Special Health Checkup Input Form). It contains various fields for data entry, organized into several main sections:

- Header:** Includes fields for '機関番号' (Institution Number), '受診者氏名' (Patient Name), '受診者カナ氏名' (Patient Name in Kana), '誕生日' (Date of Birth), and '性別' (Sex).
- Medical History (質問票):** Contains checkboxes for '服薬' (Medication) for blood, lipids, and blood pressure, and '既往歴' (Past History) for heart disease, kidney disease, and alcohol/tobacco use.
- Physical Examination (身体計測):** Fields for '身長' (Height), '体重' (Weight), '収縮期血圧' (Systolic Blood Pressure), and '拡張期血圧' (Diastolic Blood Pressure).
- Laboratory Tests (血糖, 血中脂質, 肝機能, 尿, 眼底):** Multiple fields for test results, including '空腹時血糖' (Fasting Blood Sugar), 'HDLコレステロール' (HDL Cholesterol), 'LDLコレステロール' (LDL Cholesterol), 'GOT (AST) (U/l)', 'GPT (ALT) (U/l)', and 'γ-GT (γ-GTP) (U/l)'. It also includes a '医師判断' (Physician Judgment) section with various codes.
- Insurance (保険者):** Fields for '保険者番号' (Insurance Number), '郵便番号' (Postal Code), and '被保険者証記号・番号' (Insurance Card Number).
- Financial Information (特定健診決済情報):** A section at the bottom for '窓口負担' (Out-of-pocket payment) with '負担区分' (Payment Category) and '負担額' (Amount).

〈匿名加工化等〉

〈NDBから提供されるデータ〉

※CSV形式

健診実施機関名

⇒フラグを設定

医師氏名

⇒削除

健診機関番号

⇒そのまま

氏名

⇒削除

生年月日・性別

⇒ハッシュ化

健診年月日

⇒そのまま

質問票

⇒そのまま

特定健診項目・各種結果

⇒そのまま

保険者番号

⇒そのまま

郵便番号

⇒そのまま

被保険者証記号・番号

⇒ハッシュ化し、削除

負担区分

⇒取り込みなし

基本情報レコード、
レセプト通番、
ID1, ID1n, ID2,
年齢階層コード1,
年齢階層コード2,
・・・,
セクション情報レコード、
レセプト通番、
・・・,
健診結果・問診結果情報
レコード、
身長、体重、BMI、
収縮期血圧、
・・・

2

介護 D B

介護保険総合データベースについて（概要及び収集経路）

1. 介護保険総合データベース（介護DB）の概要

①介護DBとは

介護給付費明細書（介護レセプト）等の電子化情報を収集し、匿名化した上で、厚生労働省が管理するサーバー内へ格納（平成25年度（2013年度）から運用開始）。

令和3年度（2021年度）より、LIFEの運用を開始し、介護DBへの格納を開始。

<収集目的> 介護保険事業計画等の作成・実施等及び国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため

<保有主体> 厚生労働大臣

②保有情報

匿名要介護認定情報、匿名介護レセプト等情報、匿名LIFE情報

③平成28年7月よりこれまでの利用状況

- 全国の介護保険者の特徴や課題、取組等を始めとする、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有する「地域包括ケア『見える化』システム」において利用
- 平成30年度より「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」に基づきデータの第三者提供を実施
- 令和2年10月より、匿名介護情報等の提供に関するガイドラインに基づき、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）との連結データの第三者提供の申出の受付を開始

（出典）令和2年10月 第1回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会（資料2）の社会保障審議会介護保険部会（第59回）資料4（一部改変）に、LIFE情報を追加。

介護保険総合データベースについて（概要及び収集経路）

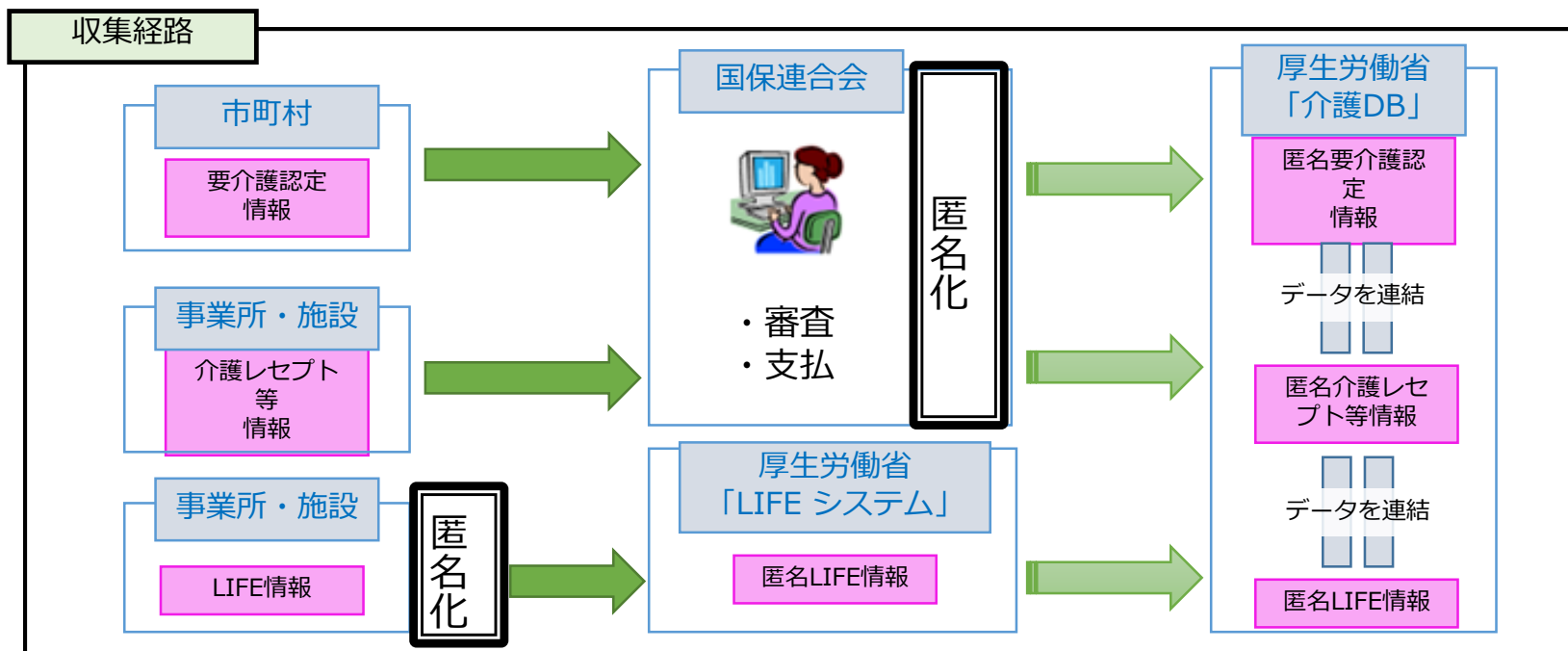
2. 介護DBの収集経路

- ①要介護認定情報と介護レセプト等情報：国保連合会にて匿名化処理が施された上で、介護DBに格納
- ②LIFE情報：事業所・施設からLIFEへのデータ提出時に匿名化処理が施された上で、介護DBに格納
（※1）

※1. 既に提供されている匿名要介護認定情報等と同等の基準の匿名化処理を実施

- 1) 事業所、個人を識別するIDは連番への置き換えや暗号化等、匿名化処理が実施される。
- 2) 自由記述の項目は収集対象外であるため、空欄となる。
- 3) 個人の特定につながる可能性のある項目は、第三者提供の対象外とする。

※2. ①、②の各情報は、介護DB内で、匿名化された個人IDを用いてデータ連結が可能。



(出典) 令和2年10月 第1回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会（資料2）の社会保障審議会介護保険部会（第59回）資料4（一部改変）に、LIFE情報の収集経路を追加。

介護保険総合データベースについて（格納されているデータについて）

1. 匿名要介護認定情報

- ① 市区町村が要介護認定に用いた調査の結果
- ② 市区町村から国民健康保険団体連合会を經由して収集され、匿名化された上で、介護DBへ格納される。
- ③ 格納件数：約6,700万件（平成21年4月～令和2年3月）
- ④ 格納されている主なデータ
 - 1) 要介護認定一次判定
 - ・ 基本調査74項目
 - ・ 主治医意見書のうち、短期記憶、認知能力、伝達能力、食事行為、認知症高齢者の日常生活自立度の項目
 - ・ 要介護認定等基準時間
 - ・ 一次判定結果
 - 2) 要介護認定二次判定
 - ・ 認定有効期間
 - ・ 二次判定結果

（出典）社会保障審議会介護保険部会（第59回）資料4（一部改変）

2. 匿名介護レセプト等情報

- ① 審査支払機関である国民健康保険団体連合会を經由して、保険者へ請求される介護レセプトに記載されている内容
- ② 国民健康保険団体連合会を經由して収集され、匿名された上で、介護DBへ格納される。
- ③ 格納件数：約12.8億件（平成24年4月～令和2年3月サービス提供分）
- ④ 格納されている主なデータ

| 要介護者等に関する情報 | |
|-------------|---------|
| 属性 | サービス内容 |
| 性別 | サービスの種類 |
| 生年月 | 単位数 |
| 要介護状態区分 | 日数 |
| 認定有効期間 | 回数 |
| 保険分給付率 | ・・・ |

（出典）社会保障審議会介護保険部会（第59回）資料4（一部改変）

3. 介護DBに格納されているLIFE情報

- ① LIFEへのデータ提出とフィードバック機能の活用による PDCA サイクルの推進・ケアの質の向上を図る取組を行う介護サービス事業者が入力した、利用者の状態像やケアの内容に関する情報。令和3年度介護報酬改定において、LIFEの活用等が要件に含まれた加算（科学的介護推進体制加算など）が設けられた。
- ② 介護サービス事業者が、LIFEに直接入力またはCSVを介して介護ソフトからインポートすることによりLIFEに提出される。利用者の氏名等の個人情報については、厚生労働省には提出されない仕組みとなっているが、匿名要介護認定情報、匿名介護レセプト等情報等と連結可能である、同様の匿名化処理が実施された状態で介護DBへ格納される。
- ③ 格納されている主なデータ
利用者の状態・ケアの内容等の情報
 - ・ 利用者情報
 - ・ 科学的介護推進情報（アセスメント結果、既往歴情報等） 等

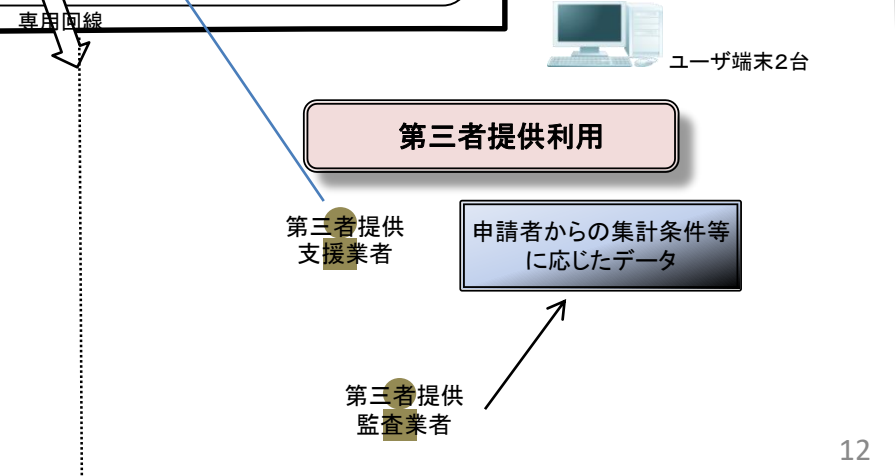
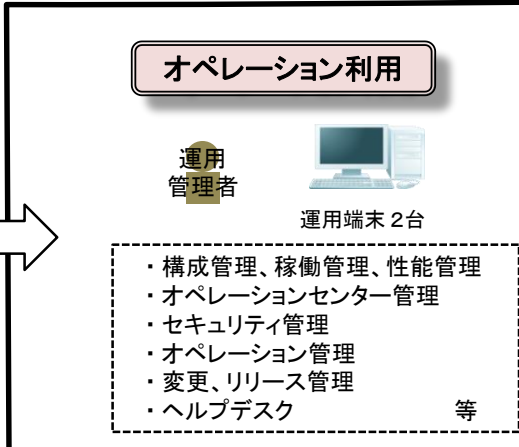
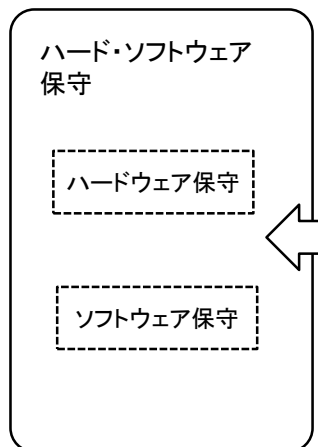
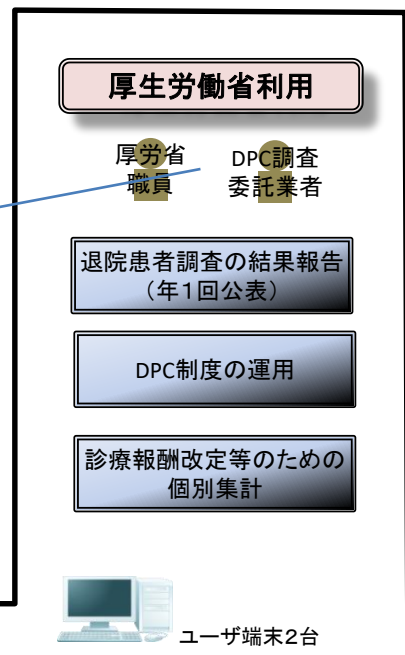
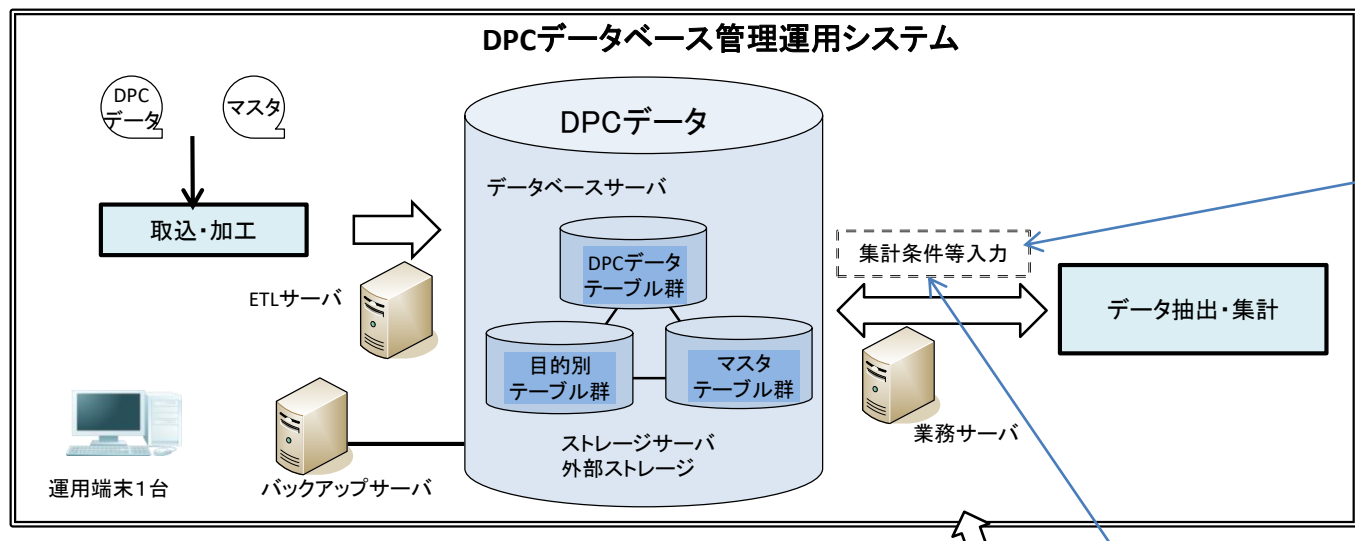


DPCDB

DPCデータベースについて

- DPCデータについては、平成28年度にデータベース構築を行い、平成29年度よりシステム運用を開始している。
- また、平成30年度より、DPCデータの第三者提供を受けている者に対する監査業務を開始したほか、改正健保法により、厚生労働大臣の立入検査についての既定が設けられており、体制整備を進めてきた。
- 更に、令和4年度からはNDB・介護DBとの連結解析が可能な形式でのデータの提供が開始されている。

データセンター(サーバ及び周辺機器設置)



NDB・介護DBとの連結解析について（連結することによるメリット）

- NDB・介護DBとの連結解析により、DPCデータに含まれる入院時の患者情報だけでなく、外来や介護の状況まで含めた研究の実施が可能となり、さらに多様な研究テーマで利活用が可能となることが期待できる。

DPCデータに含まれる内容（例）（主に入院患者情報）

- 入院情報（入院年月日、入院経路、他院よりの紹介の有無 等）
- 退院情報（退院年月日、退院先、退院時転帰 等）
- 患者情報（身長、体重、喫煙指数、褥瘡の有無、入退院時のADL 等）
- 診断情報（主傷病名、入院契機病名、医療資源を最も投入した傷病名 等）
- （手術を実施した場合）手術情報（手術日、実施した手術の点数表コード 等）
- （がん患者の場合）がんのStage分類 等
- （心疾患患者の場合）NYHA分類
- （急性心筋梗塞患者の場合）Killip分類
- （熱傷患者の場合）Burn Index

組み合わせることにより、患者の一連の医療・介護サービスの状況が分析可能となる。

NDB

- 入院前後の外来での診療情報
- 通院時の投薬情報

介護DB

- 要介護情報
- 入院前後の介護サービスの利用状況

4

障害福祉DB

障害福祉サービスデータベース構築業務の背景

◆ 背景

- 医療・介護分野では、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や介護保険総合データベース（介護DB）が構築されており、データに基づいた効果的・効率的な制度改正や報酬改定が実施されているが、障害福祉分野では、このようなデータベースは構築されていない。
- このような状況を受けて、平成30年度～令和元年度に「障害福祉関係データベースの構築に向けた調査研究」が実施され、障害福祉サービスデータベースの構築へ向けた検討が開始された。
- 本業務は、障害福祉分野において、データに基づいた効果的・効率的な制度改正や報酬改定を行うため、障害福祉サービスデータベースの構築を行うものである。

◆ 課題

- 障害福祉関係のデータについて、医療・介護分野と比べて統計データとして公表している内容が少ない。
- 障害福祉サービスの給付費明細書等と障害支援区分認定データが連結していないため、どのような状態の者がどのようなサービスを受けているのかといった分析ができない。

◆ 目的

- 障害福祉サービスに関する統計データの充実が図られ、年齢や障害の種類、障害支援区分などの様々な軸の分類ごとの集計表などを公表できるようにする。
- 単純な集計だけではなく、同一個人が年齢とともに、どのようなサービス変遷をたどっているのか、パネルデータとしての分析が行える。
- どのような状態像の障害者/障害児がどのようなサービスを利用しているかを分析することで、施策の立案や報酬改定の検討に利用する。

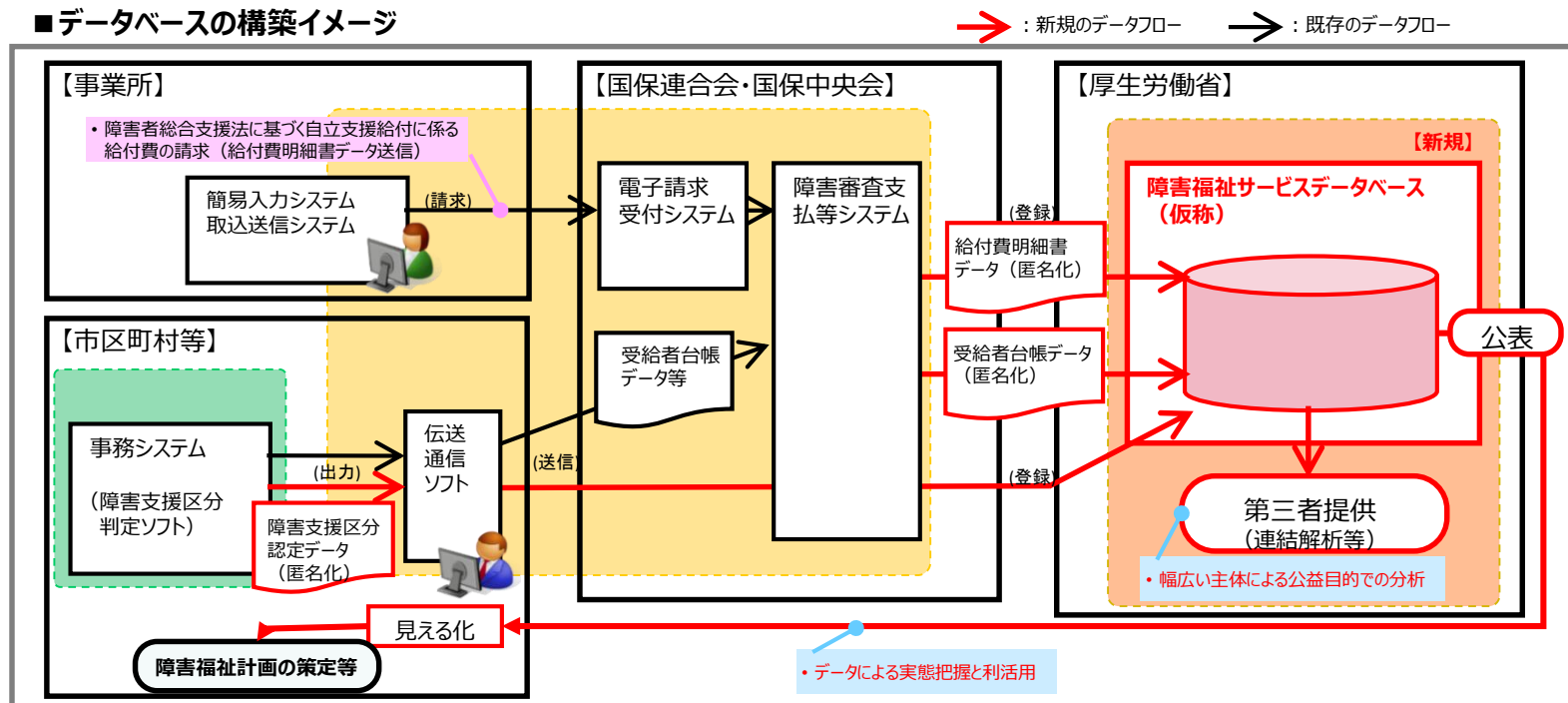
障害福祉DB構築概要図

- ・障害福祉サービスの給付費明細書等と障害支援区分認定データを連結できる形で収集する。
- ・障害福祉サービスデータベースへのデータの格納の流れは、以下の流れを想定して検討を進めている。

障害福祉分野のデータ活用の環境整備

- 国が障害福祉サービス等給付費明細書等のデータを確実に収集できる仕組みが必要。
- 相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対してデータベースの情報を提供することができる必要がある。将来的に医療分野・介護分野のデータとの連結解析ができるようにすることも検討。

■ データベースの構築イメージ



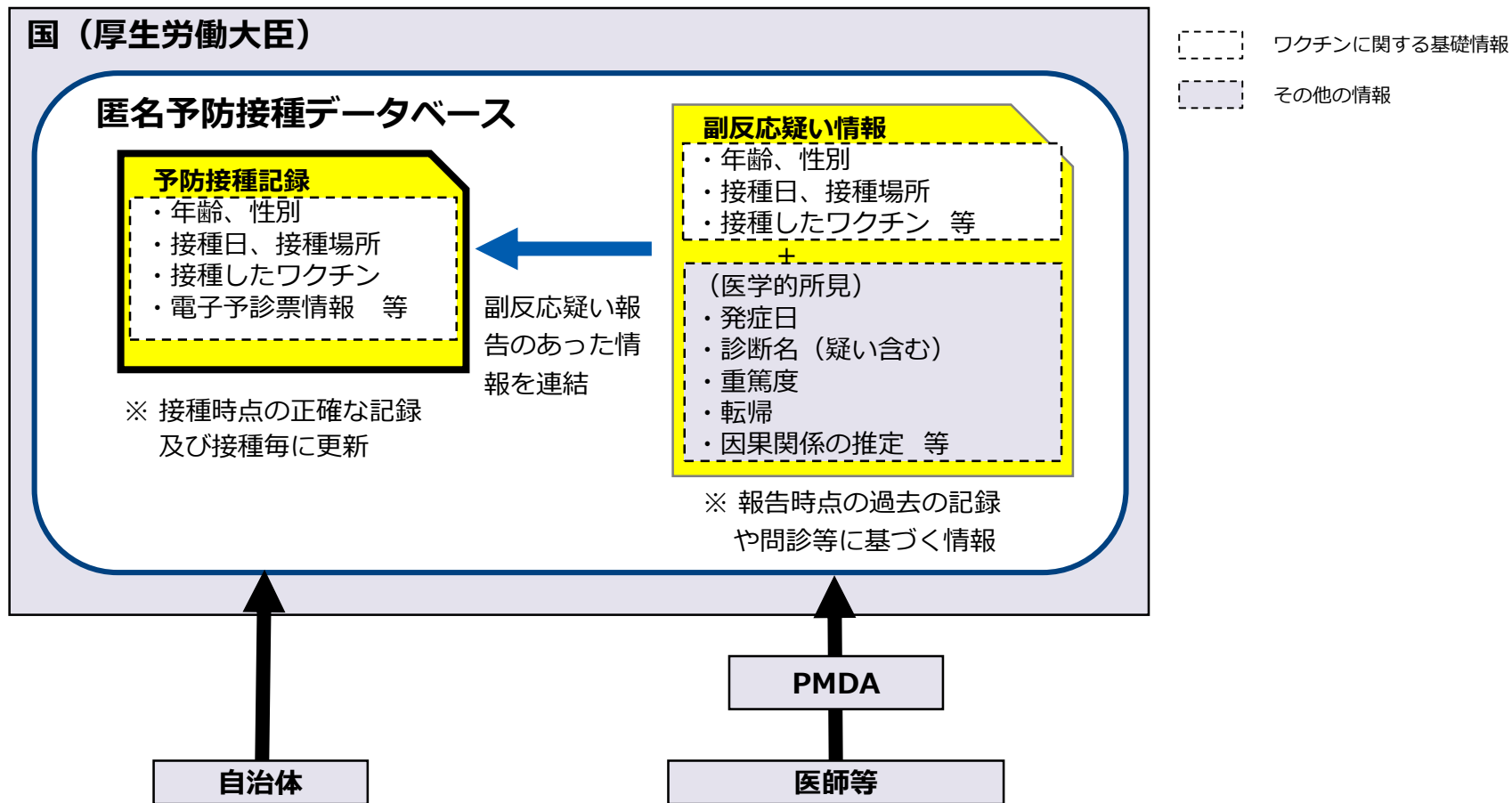
事業所情報、受給者情報、給付費等明細書情報、障害支援区分認定情報

| 情報名 | 主な項目 |
|-------------------------------|--|
| 事業所台帳情報 (基本情報、サービス情報) | 事業所番号、事業所名称、法人種別、サービス種類、利用定員数、加算情報等 |
| 障害児施設台帳情報 (基本情報、サービス情報) | 事業所番号、施設名称、法人種別、サービス種類、入所定員数、施設情報、設備情報、加算情報等 |
| 受給者台帳情報 (基本情報、支給決定情報) | 匿名化受給者証番号、ID4、障害支援区分、利用者負担上限額情報、補足給付情報、計画相談支援情報、独自助成対象者区分、介護保険給付対象者有無、重度包括支援対象者有無、高額障害福祉サービス等給付費情報、決定サービスコード、決定支給量、決定支給期間等 |
| 障害児支援受給者台帳情報 (基本情報、支給決定情報) | 匿名化受給者証番号、ID4、利用者負担上限額情報、障害児相談支援情報、多子軽減対象区分、独自助成対象者区分、無償化対象区分、決定サービスコード、決定支給量、決定支給期間等 |
| 給付費明細データ (障害福祉サービス) | 事業所番号、匿名化受給者証番号、上限額管理事業所、当該事業所への通所日数、給付単位数、総費用額、利用者負担額、給付費、サービス提供年月、サービス種類コード、サービスコード、サービス開始日・終了日、利用日数、単位数、回数、契約支給量等 |
| 計画相談給付費明細データ (障害福祉サービス) | 事業所番号、匿名化受給者証番号、サービス提供年月、件数、モニタリング日、単位数、請求額、サービスコード、回数等 |
| 給付費明細データ (障害児支援) | 事業所番号、匿名化受給者証番号、上限額管理事業所、給付単位数、総費用額、利用者負担額、給付費、サービス提供年月、サービス種類コード、サービスコード、サービス開始日・終了日、利用日数、単位数、回数、契約支給量等 |
| 障害児相談給付費明細データ (障害児支援) | 事業所番号、匿名化受給者証番号、サービス提供年月、件数、モニタリング日、単位数、請求額、サービスコード、回数等 |
| 障害支援区分認定データ | 市町村番号、匿名化受給者証番号、給付区分、障害種別、年齢階級、概況調査情報、認定調査情報、医師意見書情報、難病名、判定スコア、総合評価項目得点、一次判定日、二次判定日等 |

予防接種DB

匿名予防接種データベースの整備イメージ

予防接種の有効性、安全性に関する調査・研究を行うため、自治体の定期接種・臨時接種の実施状況及び副反応疑い報告に係る情報を含む匿名の予防接種データベースを整備する。



※令和4年8月時点で検討中の内容であり、関係各方面との調整状況によっては今後変更がありうる。



感染症DB

発生届出について

【発生届出とは】

・新型インフルエンザ等感染症等について、感染症法第12条に基づき、感染症の発生動向を把握・分析するため、対象の感染症を診断した医師に提出を義務づけている届出。保健所設置市区の長（または都道府県知事）に届け出され、厚生労働大臣に報告される。

【発生届の主な記載事項】

氏名・年齢・性別・診断類型・症状・診断方法・診断年月日・検体採取日・感染推定年月日・感染原因など

※感染症によって記載事項は異なる。流行状況やワクチンの開発状況等により、記載事項の変更がある。

※発生届の項目のうち、氏名など個人を特定しうる情報については、匿名データベース収集時に削除される。

難病・小慢DB



難病・小慢DB

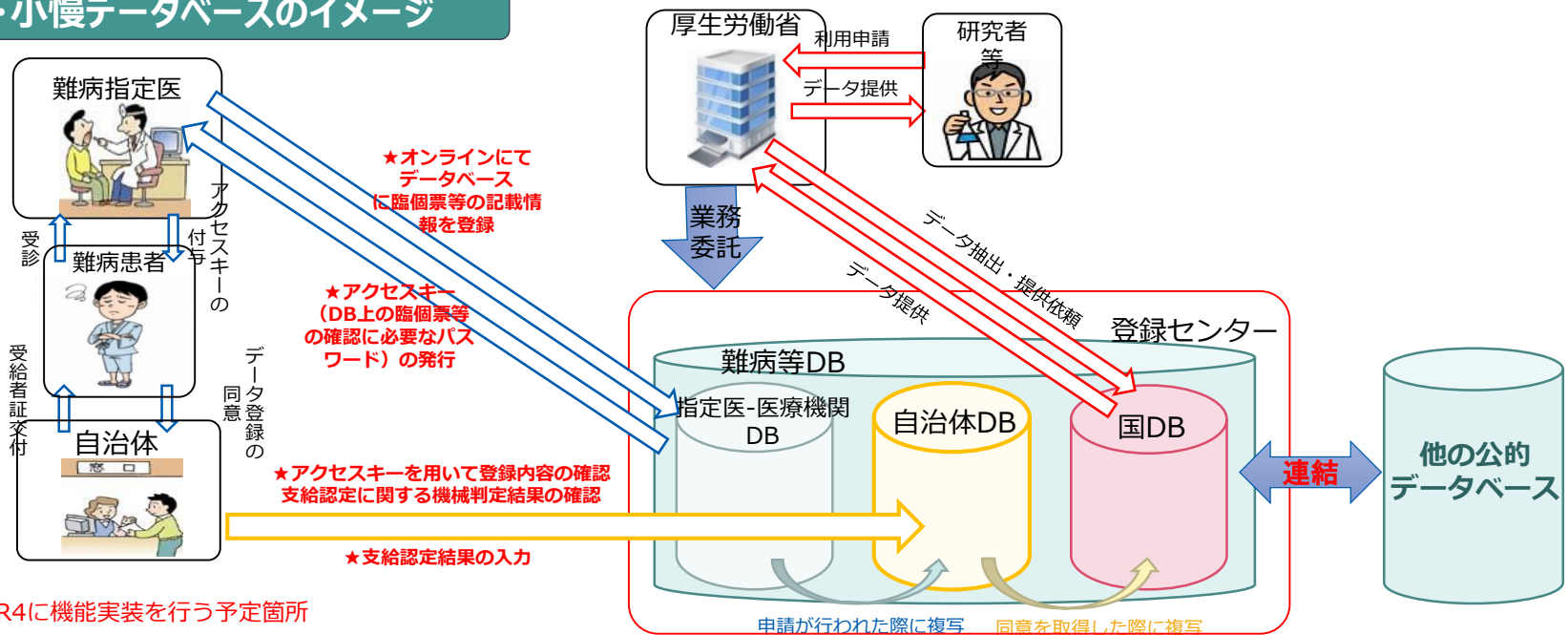
現状と課題

- ◆ 予算事業として難病・小慢データベースを運営しているが、法律上の規定はない。
- ◆ 医療費助成の申請時に提出する指定医の診断書情報をデータベースに登録しているため、医療費助成に至らない軽症者等のデータ収集が進んでいない。

見直し内容

- ◆ **難病・小慢データベースの法的根拠を新設。**
- ◆ 国による情報収集、都道府県等の国への情報提供義務、安全管理措置、第三者提供ルール等を規定し、**難病データベースと小慢データベースの連結解析や難病・小慢データベースと他の公的データベースとの連結解析を可能**とする。
- ◆ 軽症者もデータ登録可能とする。

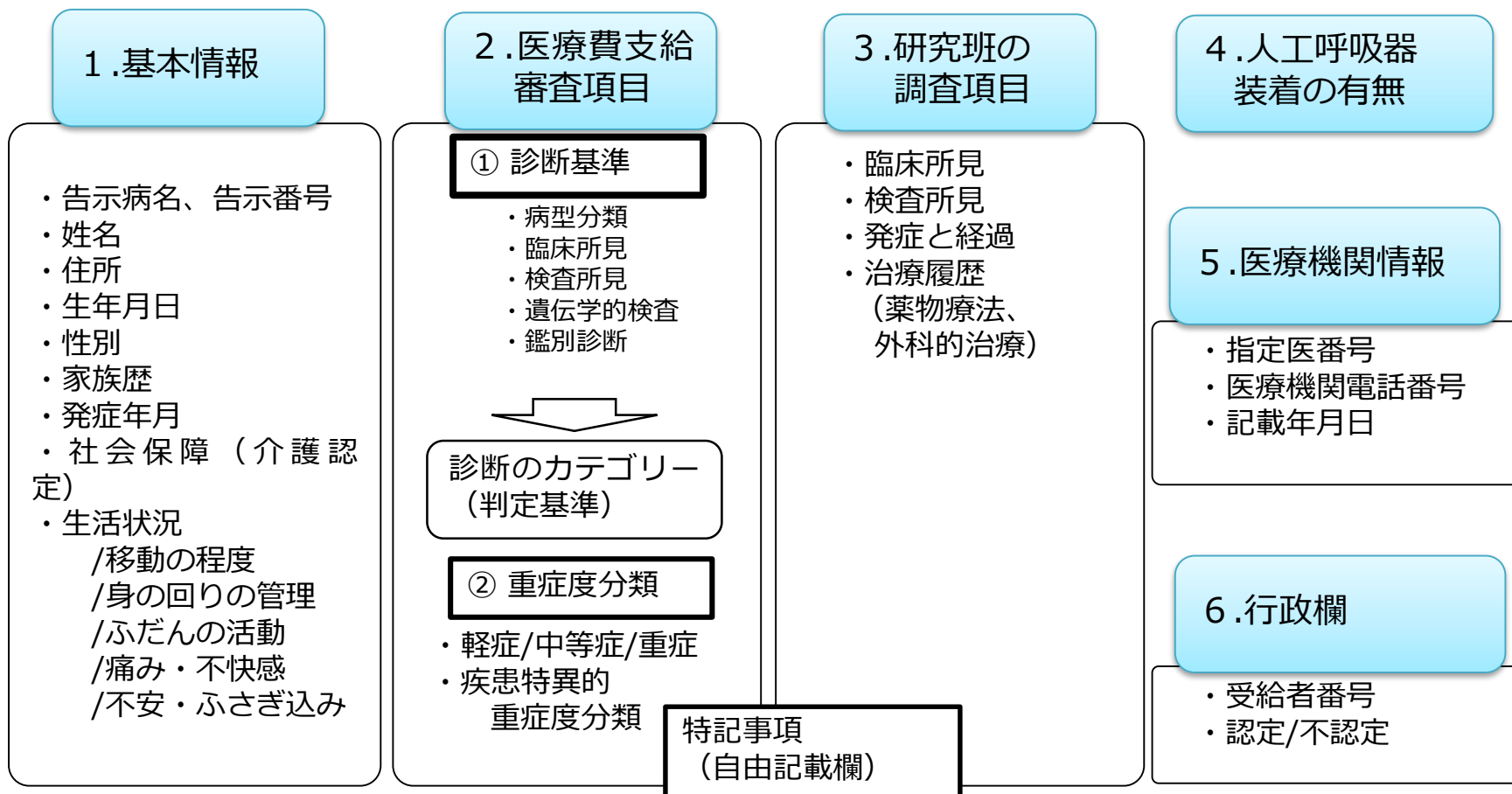
難病・小慢データベースのイメージ



★箇所：R4に機能実装を行う予定箇所

(参考) 指定難病患者データベースに登録される項目

- 指定難病データベースには、氏名・生年月日といった基礎的な情報のほか、医療費助成の支給認定の審査に必要な診断基準及び症状の程度に関する情報、研究に用いられる臨床所見や検査所見等の情報が登録されている。



(参考) 小児慢性特定疾病児童等データベースに登録される項目

- 小児慢性特定疾病児童等データベースには、氏名・生年月日といった基本的な情報のほか、臨床所見、検査所見、経過、今後の治療方針等の情報が登録されている。

1. 基本情報

- ・ 告示病名、告示番号
- ・ 姓名
- ・ 出生都道府県
- ・ 生年月日
- ・ 年齢
- ・ 性別
- ・ 出生体重／出生週数
- ・ 現在の身長／体重
- ・ 母の生年月日
- ・ 発症年月
- ・ 初診日
- ・ 大／細分類病名
- ・ 就学、就労 (※)
- ・ 現状評価 (※)
- ・ 人工呼吸器装着 (※)
- ・ 該当/非該当 (※)
- ・ 治療見込み期間 (※)
- ・ 入院/通院 (※)

2. 臨床所見

- 現在の症状
- ・ 病型
 - ・ 疾患の症状

3. 検査所見

- 診断の根拠となった主な検査等の結果

4. その他の所見

- その他の現在の所見等
合併症 (あり/なし)
(自由記載)

5. 経過

- 現在までの主な治療など
- ・ 手術
 - ・ 薬物療法
 - ・ 補充療法
 - ・ 食事療法
- 等

6. 今後の療法方針

- (自由記載)

8. 行政欄

- ・ 受給者番号
- ・ 認定/不認定

7. 医療機関情報

- ・ 指定医番号
- ・ 医師名
- ・ 医療機関名
- ・ 記載年月日

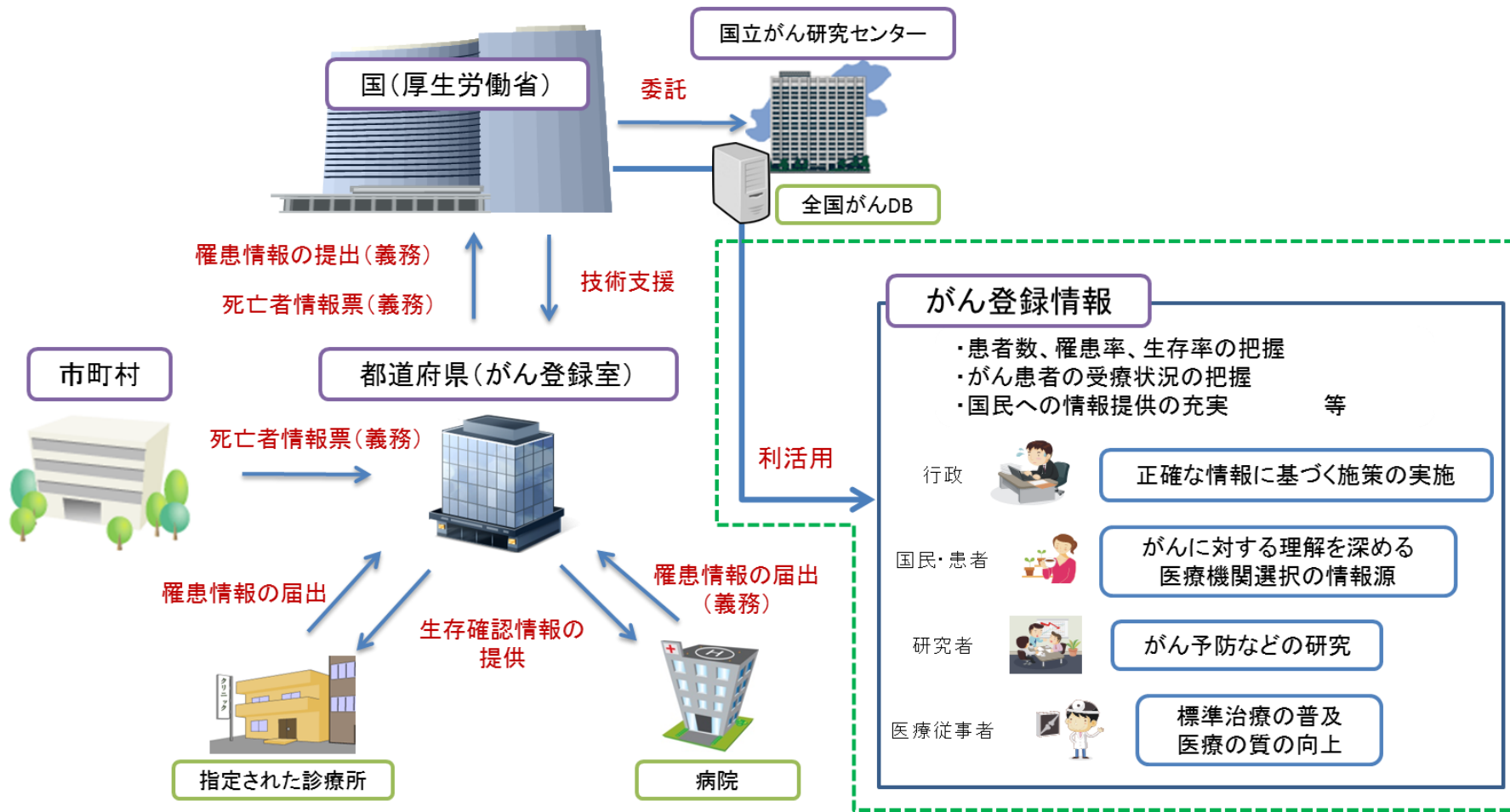
(※) 疾患により医療意見書内の記載箇所が異なる



全国がん登録DB

全国がん登録

全国統一的にがん登録を実施し(平成28年診断症例より)、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を把握するとともに、それらの情報を活用して、国民へのがんやがん医療等についての情報提供の充実を図る。また、がん登録等に係る個人情報を厳格に保護する。



全国がん登録 収集情報

| 分類 | | 項目 |
|--------|-------|---|
| 基本情報 | | ①病院等の名称、②診療録番号、③カナ氏名、④氏名、⑤性別、⑥生年月日、⑦診断時住所 |
| 腫瘍の種類 | | ⑧側性、⑨原発部位、⑩病理診断 |
| 診断情報 | | ⑪診断施設、⑫治療施設、⑬診断根拠、⑭診断日、⑮発見経緯 |
| 進行度 | | ⑯進展度・治療前、⑰進展度・術後病理学的 |
| 初回治療 | 観血的治療 | ⑱外科的、⑲鏡視下、⑳内視鏡的、㉑観血的治療の範囲 |
| | その他治療 | ㉒放射線療法、㉓化学療法、㉔内分泌療法、㉕その他治療 |
| 生存確認情報 | | ㉖死亡日 |



次世代DB

次世代医療基盤法について

(正式名称：医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律)

- **健診結果やカルテ等の個々人の医療情報を匿名加工** (※1) し、**医療分野の研究開発での活用を促進**する法律
- 医療情報の第三者提供に際して、あらかじめ同意を求める**個人情報保護法の特例法** (※2)

※1：匿名加工：個人情報を個人が特定できないよう、また個人情報を復元できないように加工すること

※2：次世代医療基盤法についても、個々人に対する事前通知が必要（本人等の求めに応じて提供停止可能）

社会への還元

研究成果の社会還元

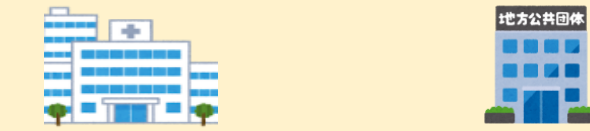
- ✓ 新薬の開発
- ✓ 未知の副作用の発見
- ✓ 健康づくりに効果的な政策の立案など

大学、製薬企業の
研究者など



研究現場での活用

病院、診療所、市町村など



診療 ← 利用の通知 健診 → 利用の通知



患者・国民 ※申し出により
提供停止が可能

次世代医療基盤法による医療情報の活用の仕組み

医療情報

匿名加工した
医療情報

認定事業者

※厳格な審査項目に基づき国が認定



- ✓ 守秘義務（罰則あり）の適用
- ✓ 厳格なセキュリティ下での管理など

厳格な管理と
確実な匿名化

**一般社団法人ライフデータイニシアティブ
(認定匿名加工医療情報作成事業者)**

法人概要

- 設立日：2018年4月4日
- 所在地：京都府京都市左京区下鴨森本町15
- 特別顧問：井村 裕夫（京都大学名誉教授・元京都大学総長）
- 代表理事：吉原 博幸（京都大学名誉教授・宮崎大学名誉教授）



認定事業

- 認定日：2019年12月19日
- 届出機関：45機関
- 収集医療情報：約152万人
- 提供匿名加工医療情報：18件

医療情報等の取扱い業務の委託



株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
(認定医療情報等取扱受託事業者) **NTT DATA**

**一般財団法人日本医師会医療情報管理機構
(認定匿名加工医療情報作成事業者)**

法人概要

- 設立日：2019年3月7日
- 所在地：東京都文京区本駒込6-1-21
- 代表理事：今村 聡（日本医師会副会長）



認定事業

- 認定日：2020年6月30日
- 届出機関：52機関
- 収集医療情報：約84万人
- 提供匿名加工医療情報：3件

医療情報等の取扱い業務
の委託



ICI株式会社
(認定医療情報等取扱受託事業者) **ICI**
Integrated Clinical Care Informatics

医療情報等の取扱い業務の再委託



日鉄ソリューションズ株式会社
(認定医療情報等取扱受託事業者) **NS Solutions**
NIPPON STEEL

**一般財団法人匿名加工医療情報公正利用促進機構
(認定匿名加工医療情報作成事業者)**

法人概要

- 設立日：2018年6月15日
- 所在地：東京都新宿区神楽坂1-1
- 代表理事：山本 隆一（一般財団法人医療情報システム開発センター理事長）



認定事業

- 認定日：2022年4月27日
- ※ 認定事業開始直後のため実績集計中

医療情報等の取扱い業務の委託



株式会社日立製作所
(認定医療情報等取扱受託事業者) **HITACHI**

次世代医療基盤法における厳格なセキュリティ対策及び適正な利活用の仕組み

医療情報の安全かつ適正な利活用のため、次世代医療基盤法では、厳格なセキュリティ対策及び適切な審査体制を認定事業者に求めている。

主なセキュリティ対策基準

①組織的・人的なリスク要因の徹底排除

- ・教育・運用・管理体制の整備
- ・警備員・監視カメラ・入退室管理

②基幹システムはオープンネットワークから分離

- ・基幹業務系と情報系システムの分離
- ・基幹業務系はインターネット等オープン環境から分離

③多層防御・安全策の導入（想定外の手口にも対応）

- ・アクセスログ／データ操作ログをリアルタイムで監視（予定されない通信、アクセスは直ちに遮断する等）
- ・ソフトウェアの不断のアップデート（脆弱性対応等）
- ・データの暗号化（万が一、悪意ある者がデータ断片を入手しても解読困難）
- ・第三者認証を含む継続的なセキュリティ水準の確保や緊急時の対応、監督官庁への連絡体制の確保

利活用者への匿名加工医療情報の提供にあたっては、認定事業者に設置した審査委員会において以下の観点から審査を実施。

- ① 利用の目的が基本方針に照らして適切かつ日本の医療分野の研究開発に資するものであるか。
- ② 利用の内容が科学的に妥当であるか。
- ③ 研究開発の結果が一般市民に提供される場合にあっては、その公表等の方法が一定の地域又は団体に属する者等の特定の個人又はその子孫以外の者にも不利益を生じないように配慮されたものであるか。
- ④ 研究開発に係る金銭その他の利益の收受及びその管理の方法が妥当であるか。
- ⑤ 提供の内容及び方法が法、規則等に照らして妥当であるか。

主な罰則

- 認定事業者等がデータベース化された医療情報等の不正提供をした場合、国家公務員の秘密保持義務違反に対する罰則（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）よりも重い罰則（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）を定めている。 ※年数は懲役年数、金額は罰金額

| | データベース化された医療情報等の不正提供等 | 不正な利益目的による医療情報等の提供等 | 不当な目的による医療情報等の利用等 | 是正命令違反 |
|------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------------|---------------------------------|
| 認定事業者 認定受託事業者 | 2年以下 100万円以下 (法人重科：1億円以下) | 1年以下 100万円以下 (法人重科：1億円以下) | 1年以下 50万円以下 | 1年以下 100万円以下 (法人重科：1億円以下) |
| (参考) 個人情報保護法の個人情報取扱事業者 | 1年以下 50万円以下 (法人重科：1億円以下) | | | 1年以下 100万円以下 (法人重科：1億円以下) |